

合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする」

と規定しています。

つまり、日本側に裁判権(第一次裁判権)のある「公務外での犯罪」を犯した米軍人・軍属でも、もしその犯人が基地に逃げ込んだ場合、日本側が起訴するまで被疑者の身柄は引き続き米軍当局のもとに置かれるのです。そのため、日本側は被疑者を逮捕できません。十分な取り調べができず、起訴するための証拠固めも難しくなります。

それに対し④は、このような米軍に有利な条項は削除し、日本側に裁判権のある場合はすべて、被疑者の身柄を日本側が拘束し、取り調べをしやすくするなど、米軍関係者の犯罪を確実に処罰できるよう改めるべきだというのです。

■「基地権密約」の成立

これら一九五九年の、各省庁の官僚たちによる日米行政協定の改定要望リストからは、米軍優位の不平等な協定を改め、真の主権回復を目指したいという強い願いが伝わってきます。その改定要望リストの具体的な項目は、沖縄県や神奈川県など米軍基地をかかえる自治体で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」や日本弁護士連合会などによる、地位協定の抜本的改定の要望項目とも相当重なっています。

しかし、各省庁の官僚たちの改定要望は結局、実現しませんでした。一九五九年から六〇年にかけての安保改定交渉にともなう、行政協定から地位協定への切り替えの交渉で、当時のマッカーサー駐日大使を中心とするアメリカ側は、米軍の基地使用・軍事活動のフリーハンドの特権を維持するため、協定条文の抜本的改定には応じなかったからです。もちろん、その背後には米軍上層部の強い意向がありました。

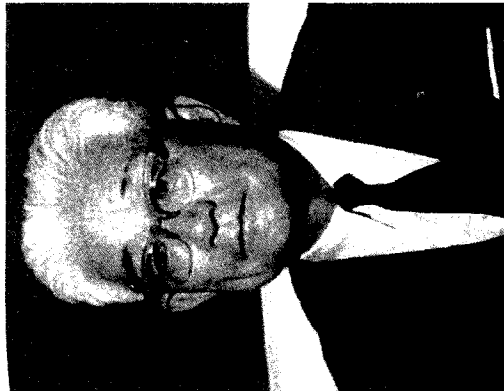
交渉にあたった日本側の外務官僚グループも、当時の岸信介首相や藤山愛一郎外務大臣も、そうしたアメリカ側の意に沿うように、米軍の特権を改めるための主張を前面に出すことはありませんでした。

ただ、アメリカ側は当時の自民党・岸政権の顔を立てるために、協定の条文から「権利、権力及び権能」という米軍の絶対的な特権を表すあらゆる表現をなくす微調整には応じました。岸政権もそうしたうわべのイメージアップで手を打とうとしました。

しかし、その背後で、新しい地位協定の条文に、いくら変更がほどこされても、米軍の基地使用の特権は行政協定時代と実質的に変わらないとする密約が結ばれたのです。

それが数多い密約のなかでもとくに有名な「基地権密約」です。新原昭治氏が二〇〇八年にアメリカ国立公文書館で発見したアメリカ政府解禁秘密文書から、その存在が明らかになりました。この「基地権密約」の成立によって、日本の官僚たちの行政協定の改定要望と真の主権回復への願いは、あつけなく葬り去られる結果となったのです。

新原氏が発見した「基地権密約」関連文書は、一九五九年二月四日付け、駐日アメリカ大使館



藤山愛一郎外務大臣 (共同通信社)



マツカーサー駐日大使 (共同通信社)

シヤル署名をして、その後新しい合同委員会の第一回会議の記録に入れることになる」(新原氏記)

この報告を書いたのは、電文中に「私」とあるマツカーサー大使です。「藤山」とは岸政権の藤山外務大臣のことです。「第三条一項の新しい文言」とは、それまで在日米軍の特権など法的地位を定めていた日米行政協定を、新安保条約にもなつて一部改定し、名称も変えた日米地位協定の第三条一項の規定を指します。

註 米軍による基地の「排他的管理権」を認めるもので、条文は以下のとおり。

「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要をすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる」

からアメリカの國務長官あて「秘」公電です。文中に「基地権密約」に関する次のような記述が見られます。なお、「イニシヤル署名」とあるのは、文書の最後に責任者の名前のイニシヤルだけを署名することです。

「日本政府は「日米地位協定」第三条一項の新しい文言のもとで、施設及び区域内の米国の権利を変更しないままにすることを文書で確認する用意ができているが、この趣旨の公表賞書への同意をしづつている。

日本政府は、秘密了解にして新しい日米安保条約と行政協定(現地地位協定)の調印以前に藤山と私がイニシヤル署名をおこない、その後新しい日米安保条約と行政協定が発効する際、合同委員会の記録に入れることに同意している。

日本政府が合同委員会文書に対して指示している『部外秘』扱いは、彼らの目的にとって十分な秘密区分である。したがって藤山と私は昨日、在日米軍が事前に同意した以下のテキストに合意した。藤山と私がこれにイニ

60年安保は実質的に何も変わってない

■米軍の特権的地位は変わることなく続く

そして、前出の公電中の「新しい文言のもとで、施設及び区域内の米国の権利を変更しないままにすること」とは、「日米行政協定の第三条一項」で定めていたアメリカ側の権利を変更せずに、新しい「日米地位協定の第三条一項」において引き継ぐことを意味します。

たとえば地位協定の第三条一項では、行政協定の第三条一項に三度も出てくる、合衆国は「権利、権力及び権能を有する」というアメリカ側の絶大な特権を表す言葉が削られ、代わりに「必要なすべての措置を執ることができる」という穏やかな言葉に改められていますが、実際は従来と同じ特権を引き継ぐということが了解されていたわけです。

公電にある「在日米軍が事前に同意した」うえで、マッカーサー大使と藤山外相が一九五九年一月三日に合意した、「以下のテキスト」には次のような記述が書かれていました。

「日本国における合衆国軍隊の使用のため、日本国政府によって許与された施設及び区域内での合衆国の権利は、一九六〇年一月一九日にワシントンで調印された協定第三条一項の改定された文言のもとで、一九五二年二月二八日に東京で調印された協定のもとでと変わることなく続く。

『関係法令の範囲内で』という文言に関して、現に効力のある法令が不相当であることが分か

DECLASSIFIED
 Authority: AWP 38754
 By: SWARA DHO 6/1/04

CONFIDENTIAL
 (Official Use Only after Treaty Signed)

The following was mutually understood concerning Article III and Article XVII, paragraph 4, in the course of the negotiations on the revision of the Administrative Agreement signed at Tokyo on February 28, 1952, and is hereby recorded for the guidance of the Joint Committee:

Article III:

The phrasing of Article III of the Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan, regarding facilities and areas and the Status of United States Armed Forces in Japan, signed at Washington on January 19, 1950, has been revised to bring the wording into closer consonance with established practices under Article III of the Administrative Agreement signed at Tokyo on February 28, 1952, including the understandings in the official minutes of the 10th Joint Meeting for the negotiation of the Administrative Agreement held on February 26, 1952. United States rights, facilities and areas granted by the Government of Japan for the use of United States armed forces in Japan remain the same under the revised wording of Article III, paragraph 1, of the Agreement signed at Washington on January 19, 1950, as they were under the Agreement signed at Tokyo on February 28, 1952.

With regard to the phrase "within the scope of applicable laws and regulations", the Joint Committee will discuss the desirability or necessity of seeking amendments to Japanese laws and regulations currently in effect should such laws and regulations prove insufficient to ensure that the defense responsibilities of the United States armed forces in Japan can be satisfactorily fulfilled.

Article XVII, Paragraph 4:

The Agreed View contained in paragraph 5 of the Jurisdiction Subcommittee recommendation approved by the Joint Committee at its 13th meeting on July 30, 1952 shall continue to be applicable to any claims arising under Article XVII, paragraphs 1 and 2 of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between the United States of America and Japan, but shall not be applicable to Article XVII, paragraph 4, of the new agreement signed on January 19, 1960. The inapplicability of the position of either Government regarding private claims advanced by or on behalf of individuals described in paragraph 4,

CONFIDENTIAL
 (Official Use Only after Treaty Signed)

1959年12月3日にマッカーサー大使と藤山外務大臣が「基地権密約」として合意した「テキスト」の秘密文書。(新原昭治氏提供)

った場合、日本における米国軍隊の防衛責任が満足できるかたちで果たせるようにするため、日本の法令の改正を求めることの望ましが、または必要性について合同委員会で論議する」(新原氏記)

それがすなわち「基地権密約」です。そして、一九六〇年一月六日に藤山外相とマツカーサー大使がその「テキスト」にイニシャル署名(頭文字署名)をすることになったのです。

こうした密約交渉の過程で、「施設・区域管理権は、『両政府の合意により定める条件で使用する権利』と改めるべし」などの改定要望を挙げ、米軍優位の不平等性を少しでも是正しようと考えていた各省庁の官僚たちの思いは、まったく無視されたと言つていいでしょう。

註 日米行政協定の第三条一項は以下のとおり。

「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する。合衆国は、また、前記の施設及び区域に隣接する土地、領水及び空間又は前記の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛及び管理のため前記の施設及び区域への出入の便を図るのに必要な権利、権力及び権能を有する。本条で許与される権利、権力及び権能を施設及び区域外で行使するに当たっては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない」

■ 日米合同委員会の「記録に入れること」で「部外秘」扱いに

アメリカ政府解禁秘密文書に書かれているように、日本政府はこうした取り決めを文書で確認することに同意はしていません。しかし、国民・市民の目にふれる「公表覚書」とすることには同意しませんでした。

その結果、密約が生まれることになったのです。日米合同委員会の記録に入れて合意事項とすることで、「部外秘」扱いにする。つまり、日米合同委員会の秘密主義の仕組みを利用した情報隠蔽を日本政府は望んだわけです。事実を知られ、国民・市民の間から批判の聲が上がるのを恐れていたからでしょう。

なぜなら、安保改定に際し、当時の岸政権は、

「日本が独立国にふさわしいような自主性を持ち、日米安保条約を対等なものにするための改定だ」

と主張していたからです。

その「対等なものにするための改定」のひとつが、日米行政協定第三条一項の「権利、権力及び権能を有する」という文言を削り、日米地位協定第三条一項の「必要なすべての措置を執ることができる」と改めることでした。しかし実際は、「権利、権力及び権能」という特権を裏で認めつづける密約が交わされていたのです。